

大管協情報

2023(令和5)年 11月号
大阪府公立学校管理職員協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 7-11
大阪府教育会館 406号
☎ 06-6765-1241 FAX 06-6765-1353

代議員会 教育要求案承認

11月14日、第2回代議員会兼第4回支部長会を開催した。冒頭、会長から、府内の教育状況および府議会議員団各会派と意見交換を行った内容の報告があった。その後、豊中市の山地支部長を議長に選出して議事を進めた。議案は下記の通り。

- ①前期活動報告 ②前期会計報告
 - ③大阪府教育委員会への2024年度予算に係る、教育要求(案)承認の件(裏面に掲載)
上記議案は、原案どおり承認されました。
 - ④その他、退職者会文化事業、及び全管協から文科省の動向等について連絡・報告があった。
- ◇ 政府・自由民主党への要望(抜粋)
- ・教職調整額・管理職手当の大幅な増額
 - ・教職に就いた奨学生の奨学金返還免除・減額
 - ・中学校35人学級、小学校30人学級の実現
 - ・行政による学校問題解決支援体制の構築等



2. 法的責任の根拠 国家賠償法第1条1項

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」

国家賠償法第1条2項

「なお、当該公務員は国又は公共団体に対し求償義務を負う。」すなわち、国又は公共団体が、その公務員に代位して責任を負う(代位責任)ことになる。

いずれにしても、公務員が直接被害者に対し責任を負うことはない。なお、私立学校の場合は、民法の一般原則に基づき、当該教員も直接責任を負い、学校側も責任を負うことになる。(民法715条)
※過去、訴える側は何度も校長を訴えてきている。

3. 顧問弁護士としての活動状況

- ・無料法律相談
- ・裁判支援制度による代理人制度の成果
第三者委員会の不当性とそれに伴う懲戒手続きでの活動により、懲戒非該当を勝ち取る。

近藤顧問弁護士研修

法律相談事例から見る法的対策

代議員会・支部長会議後に研修会を実施した。近藤弁護士から、裁判支援制度、校長責任の法的根拠の確認や、保護者からの理不尽な要求、いじめ事案、教員対応について等、無料法律相談から見える具体的な事例を参考に研修をした。是非、各支部でも近藤弁護士を招聘し、研修を実施することを勧める。

【研修レジュメ】 近藤顧問弁護士

学校の危機管理(法的対策)

1. 大管協の支援制度の実態
 - (1) 無料法律相談 ※面談・電話とも可
過去の推移
令和3年度 62件
令和4年度 77件
令和5年度10/31まで 72件
 - (2) 裁判支援制度の充実
大管協主導で代理人弁護士を選任する
 - ① 直接的に当該会員個人のための裁判支援
 - ② 裁判結果の共有により、可能な限り法的トラブルから解放し、教職の専門職に専念していただく。

府教委交渉日決定

令和5年11月29日(水) 15:00~

〈集合場所〉 大阪府旧議会会館
〈交渉会場〉 同館 1階 会議室

◎大管協にとって、年間を通じて最も重要な取り組みです。過去、この場における交渉により管理職手当カットの廃止を実現し、また宿泊行事における管理職特別勤務手当支給をかちとってきました。

本部役員、支部長の皆様、参加方よろしくお願ひします。

来年度予算に係る教育要求(要約)

未だ続くコロナ禍やインフルエンザの流行による学級閉鎖、地球沸騰といわれる猛暑対策等、児童生徒の命の安全確保に万全を期して教育活動に奮闘している大阪府下公立小中学校の教育管理職員の処遇改善に向け、給与・勤務労働条件の改善について、誠意ある回答を求めます。

1.給与、勤務・労働条件、雇用等の改善

- ①定年引上げ後の60歳超校長の年収支給を7割支給ではなく、暫定再任用校長と同額支給とすること。あるいは、カット率を縮減すること。
- ②役職継続後の管理職手当に対するカットを廃止あるいは、カット率を縮減すること。
- ③定年引上げに伴い、現在55歳での昇給停止を廃止すること。
- ④退職時に選択できる職の創設をすること。
 - ・「副校長・教頭マネジメントスタッフ」制度を活用し管理職員が蓄積してきた知見を活かせる職の制度設計を要求する。※国新規事業
 - ・「学校問題解決支援コーディネーター(仮称)」の配置においても管理職経験者を積極的に採用すること。 ※国新規事業
- ⑤校長の管理職手当の増額を要求する。教職調整手当が増額される方向である中、教諭の給与と逆転現象が生じないようにされたい。
- ⑥小・中学校の給料表を高校の給料表と一本化されたい。
- ⑦本府課長級以上の職員に準じて管理職加算制度を設け、期末・勤勉手当の算定基礎に繰り入れること。
- ⑧暫定再任用管理職の処遇改善として、月例給与・ボーナスの引上げを行うこと。
- ⑨管理職にも、部活動手当を支給すること。
- ⑩欠員状態を解消し、教育の質を担保するには、講師に依存する現状を改め、優秀な新任正規教員の採用を増やすことが必須である。正規教員採用者数の増員を要求する。

《ライフプラン冬季セミナー》
 日時 12月25日(月) 14:30~
 場所 大阪府教育会館 2F コスモス
 内容①「退職時の手続き等」について
 教職員共済生活協同組合
 ②「退職後のゆとりあるセカンドライフのために」
 三井住友信託銀行
 ③60歳からの暮らしとお金
 一雇用・年金・医療・資産活用一
 全国教育管理職員団体協議会
 会長 富嶋修さん

予約不要
どなたでも

- ⑪教員を志す優秀な人材を確保するため、奨学金の返還免除や軽減が有効である。府独自の制度設計を要求する。
 - ⑫インクルーシブ教育を推進するために、支援学級定数を8名から6名に制度変更されたい。また、通級学級増に伴う加配の増員を要求する。
 - ⑬中学校の35人学級の早期実現に向けて、関係機関に働きかけていただきたい。
 - ⑭小中一貫校や義務教育学校の管理職に、新たな管理職手当の設置を要求する。
- ## 2.管理職の厚生・安全と多忙化解消に向けて
- ⑮管理職の病休取得にあたって、協議を経ずとも申請のみにより代替職員が配置できる制度を設計されたい。
 - ⑯理不尽な要求等、保護者対応に疲弊する現状に鑑み、行政サイドでの対応窓口の設置を要求する。 ※④ 2項の新規事業
 - ⑰教員業務支援員、部活動指導員を大阪府の規模に即した配置に要求する。学習指導員に関して、小中学校にも配置するよう要求する。
 - ⑱部活動の地域移行に関して、管理職の負担軽減を図ること。
 - ⑲教頭の業務軽減のため、学校徴収金の公会計化を進めること。
 - ⑳「学校業務の3分類」の仕分けの周知を徹底し、業務削減を具体的に図ること。

部活動指導員の配置状況 (情報提供)

岸和田	5	松原	4
吹田	10	大東	26
貝塚	26	箕面	19
守口	8	羽曳野	1
泉佐野	11	摂津	12
富田林	4	藤井寺	3
寝屋川	10	四條畷	9
河内長野	11	大阪狭山	4
茨木	14	東大阪	7
豊中	17	交野	4
門真	10	熊取町	7
和泉	10	合計	232名

(大阪市・堺市は独自で配置)

◎全市町村に配置されていない状況である。
 ◎スクールサポートスタッフについては、22市2町合計502名である。(詳細は次号掲載予定)